

教 生 学 第 7 4 0 号
令和元年（2019年）11月29日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

生徒指導に係る情報の取扱いについて（通知）

このことについては、各学校において警察や児童相談所等の関係機関との連携を図り、生徒指導提要进行を踏まえた対応をいただいているところですが、近年、児童虐待事案や「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における課題が増加傾向にあります。

このため、学校と家庭・地域等がより一層連携を図り、一体となって児童生徒を育む必要がありますが、その際、学校は家庭、地域との信頼関係を築くために、必要な説明責任を果たすことと、知り得た秘密を保持することの両面を十分に踏まえた上で生徒指導に取り組むことが求められております。

つきましては、学校が把握している個人情報等の取扱いについて細心の注意を払うため、改めて次の点について留意し、一層の生徒指導の充実に向け、取り組むようお願いします。

記

- 1 緊急時の対応については、混乱が生じないように、あらかじめ、学校として意思を統一して危機管理の対応策を決めておくこと。特に、報道機関など外部との対応については、窓口を一本化し管理職が行うことや、対応を文書に記録することなどを徹底すること。
- 2 地域や報道等の外部から児童生徒等に関する情報を求められた場合には、公開の可否を（一部公開含む）十分検討の上、プライバシーに関わる場合や、学校運営に支障が生ずるおそれがある場合には、求めに応ずることができない旨、丁寧に説明すること。特に、学校運営への支障のおそれについては、支障が生ずると考えられる理由及びその影響が明確なことを十分に説明する必要があること。
- 3 学校における説明責任は、保護者や地域全体への説明責任と、個別の保護者に対する説明責任に分けて考えることが適切であること。
- 4 児童虐待が疑われるような場合などは、親権者に対しても、児童生徒の権利利益保護の観点から児童生徒の利益と相反する情報の公開をしてはならないこと。

〈参考〉生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）

学校における危機管理の手引（改訂3版）（平成31年2月 北海道教育委員会）

（生徒指導・学校安全グループ）